

国内経済要録

◇割引国債の発行条件改定

政府は、割引国債の発行条件を5月債から次のとおり改定した。

	発行価格	応募者利回り
改定後	69円75銭	7.470%
改定前	69円25銭	7.625%

◇大蔵省の57年度金融機関店舗行政について

大蔵省は5月24日、57年度の金融機関の店舗認可方針について各金融機関あてに事務連絡を行った。今回の認可方針は、①56、57年度分新設店舗については、既往方針の範囲内で代理店の追加設置等の微調整を認めたこと、②店舗外CDの設置場所および設置数を弾力化したことが特色。

◇損害保険会社の配当および増資に関する通達

大蔵省は5月26日、「損害保険会社の株主配当について」および「損害保険会社が資本の額を増加しようとするときの取扱いについて」の両通達を各損害保険会社あて実施した。

本措置に伴い、株主配当は最高限度年15%、配当性向40%の範囲内で決定することができるとともに、増資は事前届出で足りることとなった。

◇政府の市場開放対策について

政府は5月28日、経済対策閣僚会議において市場開放対策を決定した。その主な内容は次のとおり。

1. 輸入検査手続等の改善
2. 関税率の引下げ

関税率については、昭和57年度において、東京ラウンド合意に基づく関税の一律2年前倒し引下げ等を実施したところであるが、今般さらに、別紙の品目につき昭和58年度から関税の撤廃または引下げを行うこととし、所要の手続を進める。

3. 輸入制限の緩和

残存輸入制限品目については、国内体制の整備を図りつつ、当面、ニシン、豚肉調製品、ハイテストモラセスおよびパイナップル缶詰について輸入割当数量の増加、最小輸入割当数量の設定等アクセスの改善を図る。

4. 輸入の拡大

- (1) 輸入たばこについては、希望するすべてのたばこ小売店に取り扱わせることとし、昭和60年度までに段階的に実施する。当面、輸入たばこ取扱店を昭和57、58年度において、現在の2万店を7万店を目途として拡大する。また、広告宣伝費の自主規制額についても実情に即した増額を図る。
- (2) 本年1月から実施した緊急輸入外貨貸付については、すでに乗用車等について実施されているが、引続きその実施の促進に努める。
- (3) エネルギー供給源の多角化の一環として、アラスカ石油および米国西部炭の対日輸出の促進につき、民間当事者の活動を補完するため、政府間の連絡を密にする。

5. 流通機構、ビジネス慣行の改善

- (1) 貿易会議(製品輸入対策会議)に諸外国関係者の積極的発言を求め、具体的事例に即し、実態の分析と所要の改善を行う。
- (2) 日本貿易振興会(JETRO)、日本貿易会等関係団体との協力により、ビジネス・コンサルタントを活用した個別取引斡旋システムを創設する。
- (3) 市場アクセス改善要求が出ている品目について、日米通商円滑化委員会(TFC)等を活用し、政府レベルでの共同調査を実施するとともに、ソーダ灰等必要に応じて内外民間企業間の協議を促進する。
- (4) 輸入品の流通に関し、監視を強化し、競争制限的な行為がある場合には独占禁止法の厳正な運用を図る。

6. サービス貿易の自由化等

- (1) ガットにおけるサービス貿易についての国際的なルール作りの検討に積極的に貢献する。
- (2) 銀行業、保険業、証券業については、内国民待遇を付与しており、この方針を堅持する。
- (3) 銀行業、保険業、証券業への進出および活動に関する情報提供等の窓口を関係団体に設置するよう要請する。
- (4) 諸外国の対日直接投資を歓迎するとともに、我が国金融資本市場における外国の資金調達の一層の円滑化に配慮する。

7. 先端技術

- (1) 先端技術および先端技術産品については、貿易面では自由貿易を原則とし、研究開発面では、国際協力にふさわしいものについてその積極的推進を図るとともに、実態的能力を有する外資系日本企業の政府助成プロジェクトへの参加を差別しないことを原則とする。
- (2) 日米間に、両国の先端技術産業の発展とその産品の

貿易の拡大を図るため、日米ハイテクノロジー・ワーキング・グループを発足させる。

(3) 日米、日欧間や多国間の先端科学技術分野における共同研究、共同技術開発等を積極的に検討する。

8. その他

(1) 政府調達

政府関係機関による物品の調達については、政府調達協定の趣旨にのっとり、引続き適正に行う。

(2) 食糧援助

外国産品を活用した食糧援助については、KR食糧援助等により積極的に対応する。

(3) 産業協力

世界経済の再活性化の観点から、投資交流、技術交流、第三国市場協力等の産業協力を積極的に推進する。

(4) 輸出対策

貿易の拡大均衡を基本とし、引続き特定品目に係る集中豪雨の輸出の回避を図る。

(5) 経済協力対策

政府開発援助(ODA)の中長期目標については、その確実な達成に努める。

(6) 対外交流活動の推進

我が国と諸外国との間の相互理解を増進させ、日本市場へのアクセスの円滑化を図るため、官民協力の下で経済交流ミッションの派遣、対日輸出セミナー、投資セミナーの実施、人的交流等の活動を積極的に展開する。

(参考)関税引下げ措置の概要

1. 対象品目数(税目ベース)

項目	品別	総数		
			農産品	鉱工業品
関税撤廃を行う品目		96	—	96
関税引下げを行う品目		119	17	102
合計		215	17	198

2. 主な品目例

(1) 撤廃を行う品目

工作機械……旋盤、フライス盤等

家電製品……エアコンディショナー、冷蔵庫、洗たく機、掃除機、電子レンジ等

重電機器……ボイラー、発電器、電磁石等

カットダイヤモンド

合計96品目

(2) 引下げを行う品目

コンピューター……本体、周辺機器、部品

自動車部品……触媒、タイヤ、合わせガラス

フィルム……カラーフィルム、白黒フィルム、映画フィルム等

原子力機器・通信機器等……原子炉本体、電話交換機、医療用機器等

奢侈品類……貴金属を用いためがねの柄、ライター、万年筆等

農産品……ビスケット、チョコレート、レモンおよびライム、スイートアーモンド等

合計 119品目

3. 対象品目のカバレッジ

対象品目の輸入額(56年) 8,251億円

(石油を除く有税品輸入額(56年) 93,299億円の8.8%に相当)